

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額

二 省 略

三 非居住者 所得税法第七条第一号第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十条の規定を除く。)により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十五条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ・ロ 省 略

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十九条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ・ロ 省 略

(分配時調整外国税相当額の控除)

第十三条の二 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み

(基準所得税額)

第十条 同 上

一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十五条の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所得税の額

二 同 上

三 非居住者 所得税法第七条第一号第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ・ロ 同 上

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ・ロ 同 上

替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

額
一 その年の所得税法第六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額
二 その年分の所得税法第六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

3 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

3 省略

(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 所得税法第二百二十条第一項、第二百二十四条第一項(同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第一項、

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同条の規定を除く。)により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

3 同上

(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、前三条の規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 同上

第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 七 省 略

2 5 7 省 略

（源泉徴収義務等）

第二十八条 省 略

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

3 前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。

4 前項の規定の適用がある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第七十条の規定及び第二十八条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七条第一項第三号中「金額」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八条第三項の規定によ

一 同 上

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条及び第十四条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三 七 同 上

2 5 7 同 上

（源泉徴収義務等）

第二十八条 同 上

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

り控除された金額に相当する金額及び第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

5| 省 略

6| 租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付（同法第三十七条の十一の六第七項の規定により平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならぬ。

7| 省 略

8| 省 略

9| 省 略

10| 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合（当該所得税について第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があった場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

11| 第五項及び第六項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合

3| 同 上

6| 5| 4|
同 同 同
上 上 上

7| 第三項の規定による還付の手続、前項の規定により徴収及び納付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の

のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 省 略

2 前条第九項及び第十一項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合について準用する。

3 省 略

(年末調整)

第三十条 省 略

2 省 略

3 第二十八条第九項及び第十一項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第九十一条若しくは第九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があつた場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
		省 略	省 略	省 略	
所得税法	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第四十五条	第一項第三号	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅
第一項第三号		所得稅	所得稅及び復興特別所得稅	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅

方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 同 上

2 前条第六項及び第七項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があつた場合について準用する。

3 同 上

(年末調整)

第三十条 同 上

2 同 上

3 第二十八条第六項及び第七項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第九十一条若しくは第九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があつた場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 同 上

第一欄	第二欄	第三欄			第四欄
		同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
第四十五条	第一項第三号	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅
第一項第三号		所得稅	所得稅及び復興特別所得稅	所得稅	所得稅及び復興特別所得稅

省略			省略	省略			第百六十五 条の六第二 項	第百六十五 条の五の三 第一項	省略	省略	第九十三 条第一項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	の控除限度額と	係る所得税の額	省略	省略	省略	係る所得税の額
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	の控除限度額及び復興 特別所得税控除限度額 として政令で定める金 額と	係る所得税及び復興特 別所得税の額の合計額	省略	省略	省略	係る所得税及び復興特 別所得税の額の合計額

同上			同上	同上			第百六十五 条の六第二 項		同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	の控除限度額と		同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	の控除限度額及び復興 特別所得税控除限度額 として政令で定める金 額と		同上	同上	同上

	租税特別措置法	第八條の四第三項第四号	省略
	同法第九條の六第三項	同法第九條の六の三第三項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の六第三項
	同法第九條の六の二第三項	同法第九條の六の二第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の六の二第三項
	同法第九條の六の三第三項	同法第九條の六の三第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の六の三第三項
	同法第九條の六の四第三項	同法第九條の六の四第三項	特別措置法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九條の六の四第三項
同上	第三十九條第四項	所得税につき所得税法第一百五十三條の二第一項各号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第一百五十三條の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律百十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一條第三項各号

<p>特定調整外国税相当額</p>	<p>同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法</p>	<p>という。</p>	<p>所得税の額に</p>	<p>係る同法</p>	<p>及び当該</p>
<p>特定調整外国税相当額及び特定復興調整対象外国税相当額</p>	<p>租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法</p>	<p>という。並びに特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定復興調整対象外国税相当額」という。）</p>	<p>所得税及び復興特別所得税の額の合計額に</p>	<p>係る特別措置法第三十条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法</p>	<p>並びに当該</p>

<p>第九條の三 の二第三項 第一号</p>	<p>第九條の三 の二第六項</p>	<p>の額</p>	<p>は、同法</p>	<p>に相当する</p>
<p>及び復興特別所得税の 額の合計額</p>	<p>所得税法及び東日本大 震災からの復興のため の施策を実施するため に必要な財源の確保に 関する特別措置法（平 成二十三年法律第百十 七号）</p>	<p>は、所得税法</p>	<p>並びに当該上場株式等 の配当等に係る東日本 大震災からの復興のた めの施策を実施するた めに必要な財源の確保 に関する特別措置法（ 以下この項において「 特別措置法」という。 ）（第三十三條第一項） 復興特別所得税に係る 所得税法の適用の特例 等）の規定により読み 替えて適用される租税 特別措置法</p>	<p>に相当する金額及び特 別措置法第二十八條第 三項（源泉徴収義務等</p>

		第九條の三 の二第七項			
法	「租税特別措置 法」	に相当する の額		法 「(租税特別措置 法)」	(のうち所得税 の額
源の確保に関する特別 施するため必要な財 復興のための施策を 「東日本大震災からの 復興のための施策を 施するため必要な財 源の確保に関する特別	額 の合計額	及び復興特別所得税の 額 の合計額	に相当する金額及び特 別措置法第二十八條第 三項(源泉徴収義務等 の規定により控除さ れた金額に相当する	より読み替えて適用さ れる租税特別措置法 の適用の特例等)の規定に 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に 第一項(復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等)の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法	計額 復興特別所得税の額 の合計額
					(の規定により控除さ れた金額に相当する

第九條の六 第一項	所得税の額	措置法第三十三條第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第九條の六 第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
第九條の六 第四項及び 第九條の六 の二第一項	所得税の額	については、所得税法
第九條の六 の二第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する

第九條の六 の二第四項 及び第九條 の六の三第 一項	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	第九條の六 の三第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額		同法の	同法及び東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必 要な財源の確保に関す る特別措置法の	第九條の六 の三第四項 及び第九條 の六の第四 一項	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	第九條の六 の四第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額		同法の	同法及び東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するために必
--	-------	------------------------	----------------	-------	------------------------	--	-----	---	--	-------	------------------------	----------------	-------	------------------------	--	-----	--

省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三十九條 第四項	第九條の六 の四第四項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	各号 三條の二第一項	所得税の額	については、同法	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	各号 三條の二第一項 十三條の二第一項各号 又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	については、所得税法	要な財源の確保に関する特別措置法の
省略	省略	省略	省略	省略	省略		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三條の二第一項各号		

同上	同上	同上	同上	同上	同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上				

第六十六條の七第四項第一号、第六十六條の九の三第四項第一号、第六十八條の九十一第四項第一号及び第六十八條の九十三の三第四項第一号	省略	省略			省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	法人税	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税	省略	省略			省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

第六十六條の七第四項、第六十六條の九の三第四項、第六十八條の九十一第四項及び第六十八條の九十三の三第四項	同上	同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	及び法人税	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税	同上	同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和三十	第十八条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)	省略	省略	省略																			
																				を還付する	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
																					省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
と当該徴収された所得税の額につき特別措置	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略																		

と当該徴収された所得税の額につき特別措置	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

	<p>第十八条第 二項</p>
	<p>を還付する</p>
<p>法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の第十二五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及び第三十一条第三項の規定を準用する</p>	<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の第十二五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の第十二五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及</p>	<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の第十二五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及</p>

第三十三條 第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
	を支給する	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	び第三十一條第三項の 規定を準用する
と当該納付された金額 につき特別措置法第二 十八條第一項の規定に より併せて徴収された 復興特別所得税の額に 相当する給付金（以下 この条において「復興 特別所得税過誤納相当 額」という。）とを併 せて支給するものとし 、特別過誤納金及び復 興特別所得税過誤納相 当額の支給があつた場 合においては特別措置 法第二十八條第九項の 規定を、特別過誤納金	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
と当該納付された金額 につき特別措置法第二 十八條第一項の規定に より併せて徴収された 復興特別所得税の額に 相当する給付金（以下 この条において「復興 特別所得税過誤納相当 額」という。）とを併 せて支給するものとし 、特別過誤納金及び復 興特別所得税過誤納相 当額の支給があつた場 合においては特別措置 法第二十八條第六項の 規定を、特別過誤納金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	び第三十一條第三項の 規定を準用する

省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	及び復興特別所得税過 誤納相当額の計算並び に特別過誤納金及び復 興特別所得税過誤納相 当額を未納の源泉徴収 に係る復興特別所得税 及び所得税に充当する 場合については特別措 置法第三十一条第三項 の規定を、それぞれ準 用する

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	及び復興特別所得税過 誤納相当額の計算並び に特別過誤納金及び復 興特別所得税過誤納相 当額を未納の源泉徴収 に係る復興特別所得税 及び所得税に充当する 場合については特別措 置法第三十一条第三項 の規定を、それぞれ準 用する

					租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）					
第三條の三 第一項		省略			第三條第二項	省略		省略		
省略	省略	省略	省略	省略	を還付する	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第九項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する	省略	省略	省略	省略	省略

					同上					
同上		同上			同上	同上		同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する	同上	同上	同上	同上	同上